

秋田県第二種特定鳥獣管理計画

(第5次ニホンカモシカ)

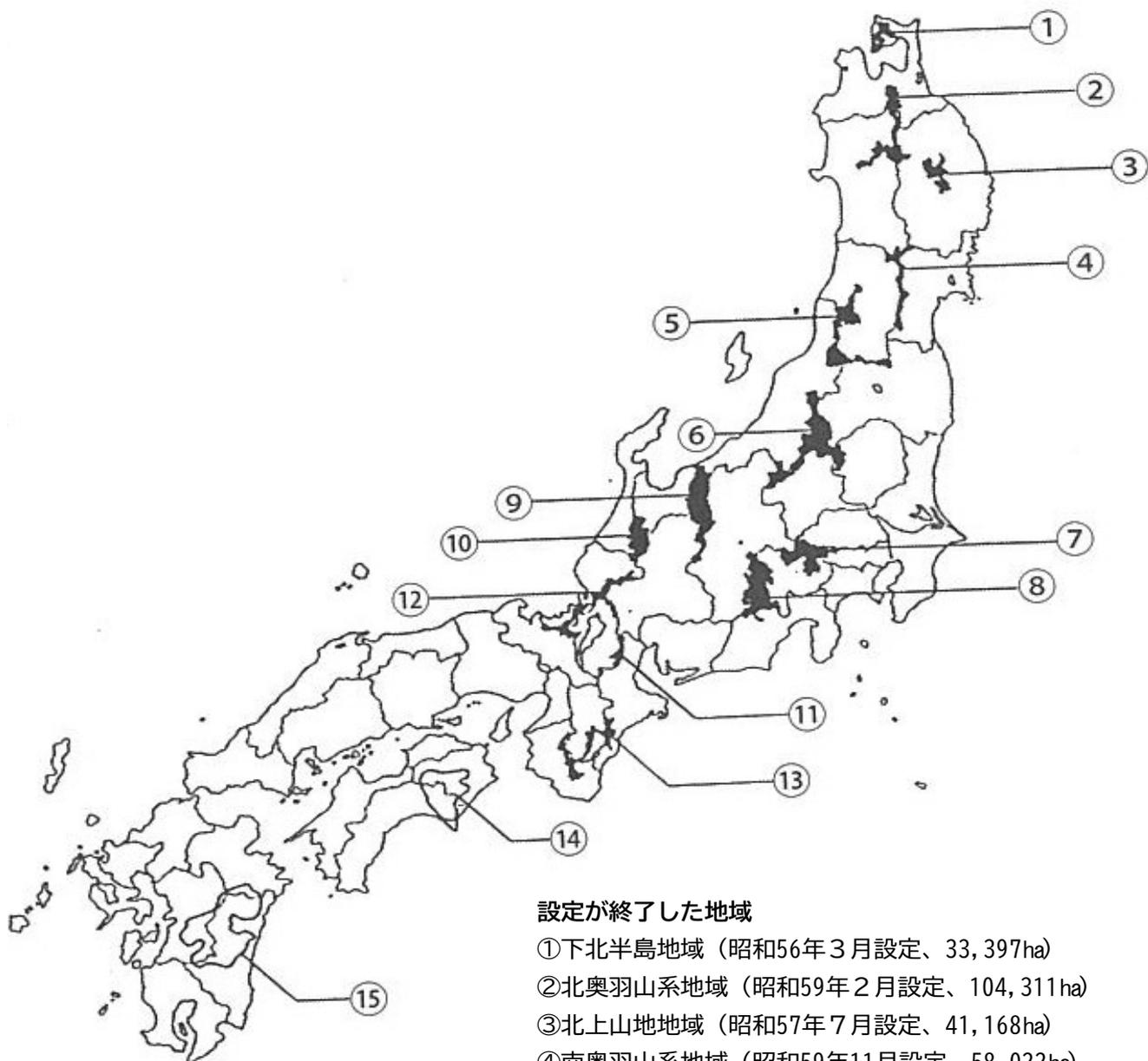
【 資料編 】

【資料1】	社会的事象に関する年表	1
【資料2】	全国のカモシカ保護地域設定状況	2
【資料3】	秋田県内のカモシカ保護地域設定状況	3
	ニホンカモシカ管理計画の変遷	3
【資料4】	カモシカ保護管理のための地域区分	4
【資料5】	素材生産量の推移	5
	民有林・国有林の造林面積の推移	5
【資料6】	民有林・国有林の形態別面積	6
【資料7】	カモシカ分布割合	7
	カモシカ分布調査（アンケート）結果	7
【資料8】	カモシカ生息確認分布図	8
【資料9】	民有林の地域区分別カモシカ生息密度	9
	国有林の地域区分別カモシカ生息密度	9
	カモシカ推定生息数	9
【資料10】	農林業被害の推移	10
	秋田県内のカモシカ被害の推移	10
【資料11】	カモシカ被害防除実施市町村	11
	カモシカ被害防除対策の推移	11
【資料12】	カモシカの滅失個体数及び傷病収容件数	12
	カモシカの死亡原因	12
【資料13】	被害対策の概念図	13
	管理のための地域区分	13
【資料14】	カモシカの生息動向調査計画	14
【資料15】	カモシカ管理計画実施体制	15

社会的事象に関する年表

年	内容（太字は根拠法）	
1873（明6）	鳥獣猟規則、銃猟は10月15日から4月15日まで可、その他の猟は通年可	狩猟資源期
1892（明25）	狩猟規則、銃猟およびその他の方法は10月15日から3月14日まで可	
1895（明28）	狩猟法、銃猟は10月15日から4月15日まで可、その他の猟は通年可	
1901（明34）	狩猟法、銃猟およびその他の方法は10月15日から4月15日まで可	
1918（大7）	狩猟法、銃猟およびその他の方法は12月1日から2月末日まで可	
1919（大8）	史跡名勝天然記念物保存法成立	
1922（大11）	内務省地理課による全国規模のカモシカ分布調査	
1925（大14）	狩猟法、カモシカ捕獲禁止	密猟期
1934（昭9）	史跡名勝天然記念物保存法、天然記念物指定、捕獲禁止	
1950（昭25）	文化財保護法成立	
1955（昭30）	文化財保護法、特別天然記念物指定、捕獲禁止	
1959（昭34）	全国カモシカ密猟取締り、全国26都府県での検挙者164名	絶対保護期
1970年代前半	カモシカによる食害問題が顕在化	
1977（昭52）	環境庁による全国規模の分布、密度、生息数調査	
1978（昭53）	罟、麻酔銃による保護捕獲（生け捕り）岐阜県で開始（文化財保護法と鳥獣保護法による許可がともに必要） 全国カモシカ被害連絡協議会の結成	
1979（昭54）	環境庁、文化庁、林野庁による三庁合意（天然記念物の指定を種から地域へ変更する方向を確認） 岐阜県、長野県で一般銃による捕獲開始 カモシカ保護地域の設定開始	科学的保護管理の探求期
1983（昭58）	環境庁による全国規模の生息状況調査	
1985（昭60）	岐阜県の被害者同盟損害賠償訴訟（いわゆる「カモシカ訴訟」）提訴 捕獲実施形態の変更（県事業から市町村事業へ） 保護地域の特別調査、通常調査開始	
1989（平元）	愛知県で捕獲開始	
1990（平2）	山形県で捕獲開始	
1992（平4）	カモシカ訴訟、原告が提訴取り下げ	
1996（平8）	静岡県で捕獲開始	
1999（平11）	山形県が捕獲を休止 鳥獣保護法改正（特定鳥獣保護管理計画制度創設）、静岡で策定	
2000（平12）	特定鳥獣保護管理計画の策定が、鳥獣保護法による捕獲許可要件となる 長野、岐阜、愛知各県が特定計画策定	
2002（平14）	秋田県が特定計画策定	
2004（平16）	岩手県が特定計画策定	
2005（平17）	岩手県で捕獲開始	
2006（平18）	群馬県が特定計画策定	
2007（平19）	群馬県で捕獲開始	
2008（平20）	「鳥獣被害防止特別措置法」施行、市町村によるシカ、イノシシ、サル等の被害防除支援、一部市町村でカモシカも対象となる	

全国のカモシカ保護地域設定状況



設定が終了した地域

- ①下北半島地域（昭和56年3月設定、33,397ha）
- ②北奥羽山系地域（昭和59年2月設定、104,311ha）
- ③北上山地地域（昭和57年7月設定、41,168ha）
- ④南奥羽山系地域（昭和59年11月設定、58,022ha）
- ⑤朝日・飯豊山系地域（昭和60年3月設定、122,682ha）
- ⑥越後・日光・三国山系地域（昭和59年5月設定、217,935ha）
- ⑦関東山地地域（昭和59年11月設定、76,460ha）
- ⑧南アルプス地域（昭和60年2月設定、121,985ha）
- ⑨北アルプス地域（昭和54年11月設定、195,569ha）
- ⑩白山地域（昭和57年2月設定、53,662ha）
- ⑪鈴鹿山地地域（昭和58年9月設定、14,251ha）
- ⑫伊吹・比良山地地域（昭和61年3月設定、78,388ha）
- ⑬紀伊山地地域（昭和63年7月設定、79,512ha）

設定作業中の地域

- ⑭四国山地地域
- ⑮九州山地地域

秋田県内のカモシカ保護地域設定状況

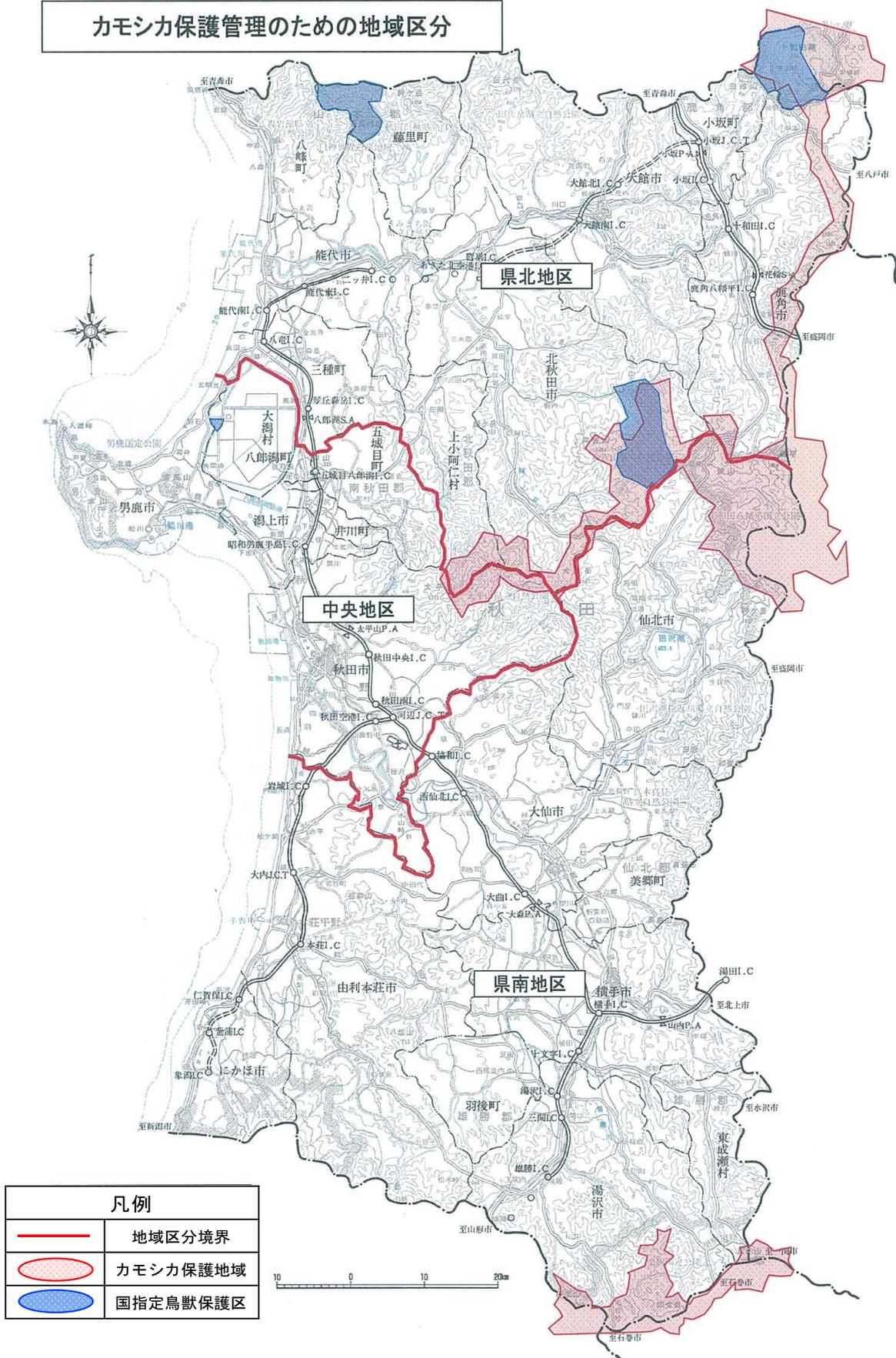
(単位：km²)

地域	関係県	設定年月日	面積	内秋田県分	市町村	面積	備考
北奥羽	青森県 岩手県 秋田県	昭和59年2月	1,043.10	586.78	鹿角市	131.07	国有林+民有林
					小坂町	35.79	国有林
					旧森吉町	86.88	国有林
					旧阿仁町	100.86	国有林
					上小阿仁村	32.96	国有林
					旧秋田市	7.42	国有林
					旧河辺町	35.47	国有林
					旧田沢湖町	156.33	国有林
南奥羽	岩手県 秋田県 宮城県 山形県	昭和59年11月	580.22	87.00	旧湯沢市	3.67	国有林
					旧雄勝町	40.09	国有林
					東成瀬村	2.93	国有林
					旧皆瀬村	40.31	国有林+民有林

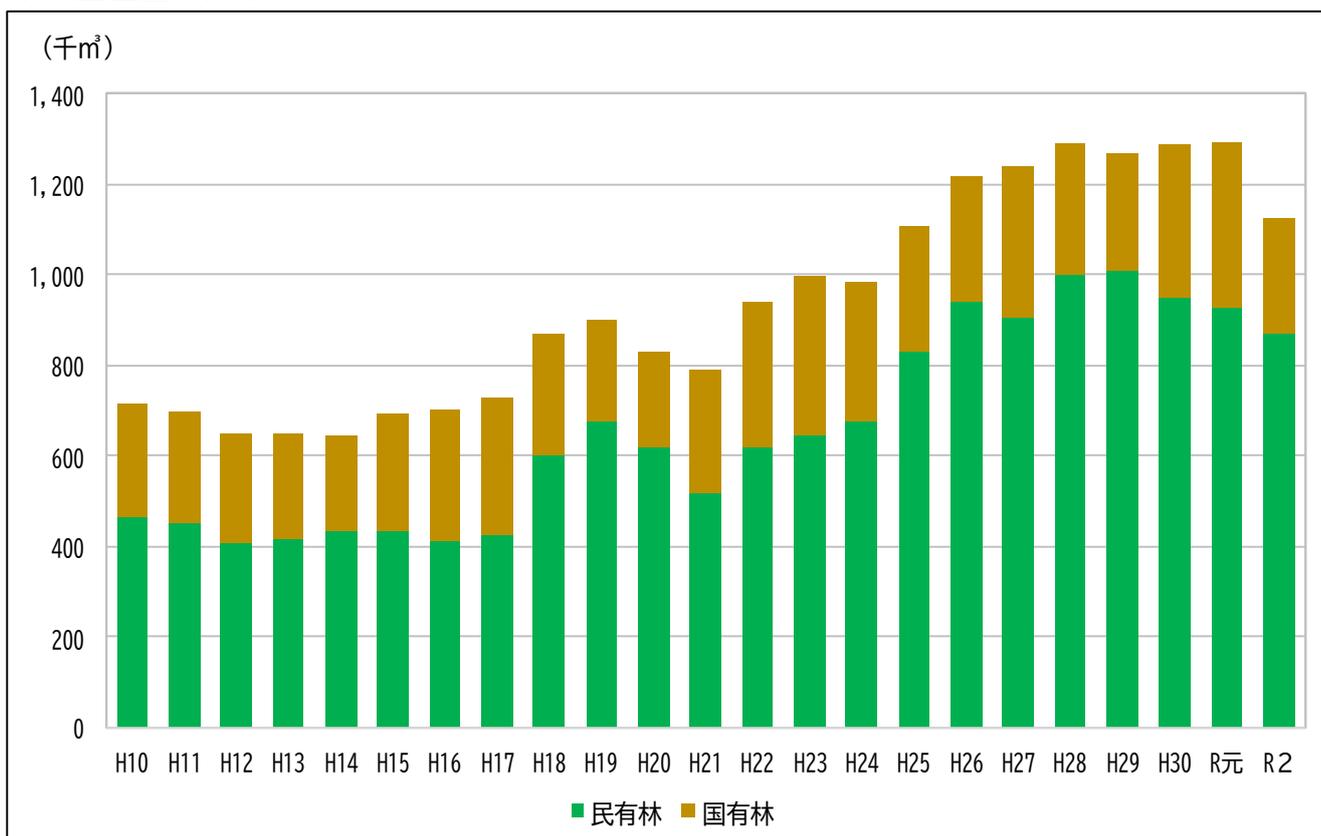
二ホンカモシカ管理計画の変遷

名 称	期 間
第1次秋田県二ホンカモシカ保護管理計画	平成15年4月1日～平成19年3月31日
第2次秋田県二ホンカモシカ保護管理計画	平成19年4月1日～平成24年3月31日
第3次秋田県二ホンカモシカ保護管理計画	平成24年4月1日～平成27年5月28日
秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第3次二ホンカモシカ）	平成27年5月29日～平成29年3月31日
秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次二ホンカモシカ）	平成29年4月1日～令和4年3月31日
秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次二ホンカモシカ）	令和4年4月1日～令和9年3月31日

カモシカ保護管理のための地域区分

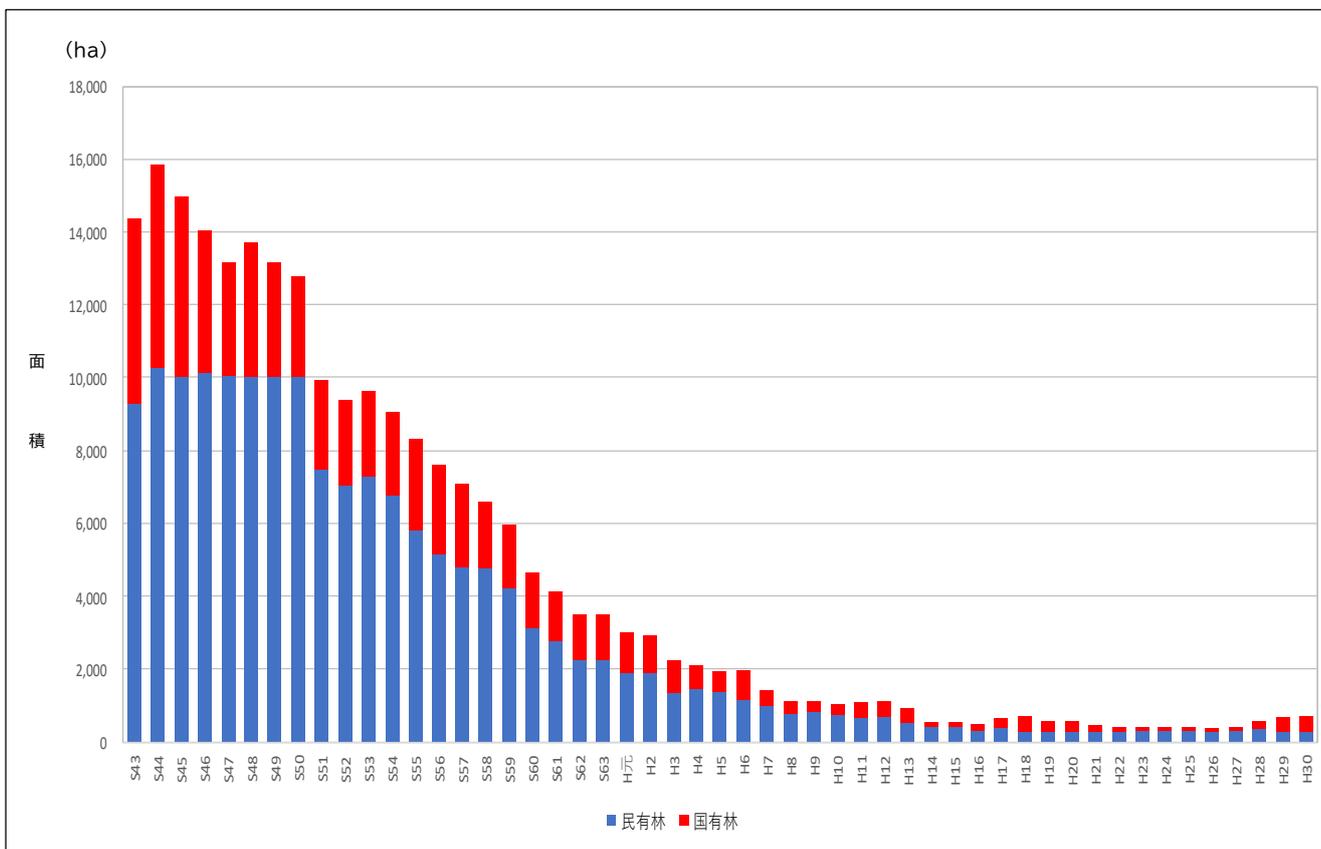


素材生産量の推移



出典：秋田県林業統計及び県調査による

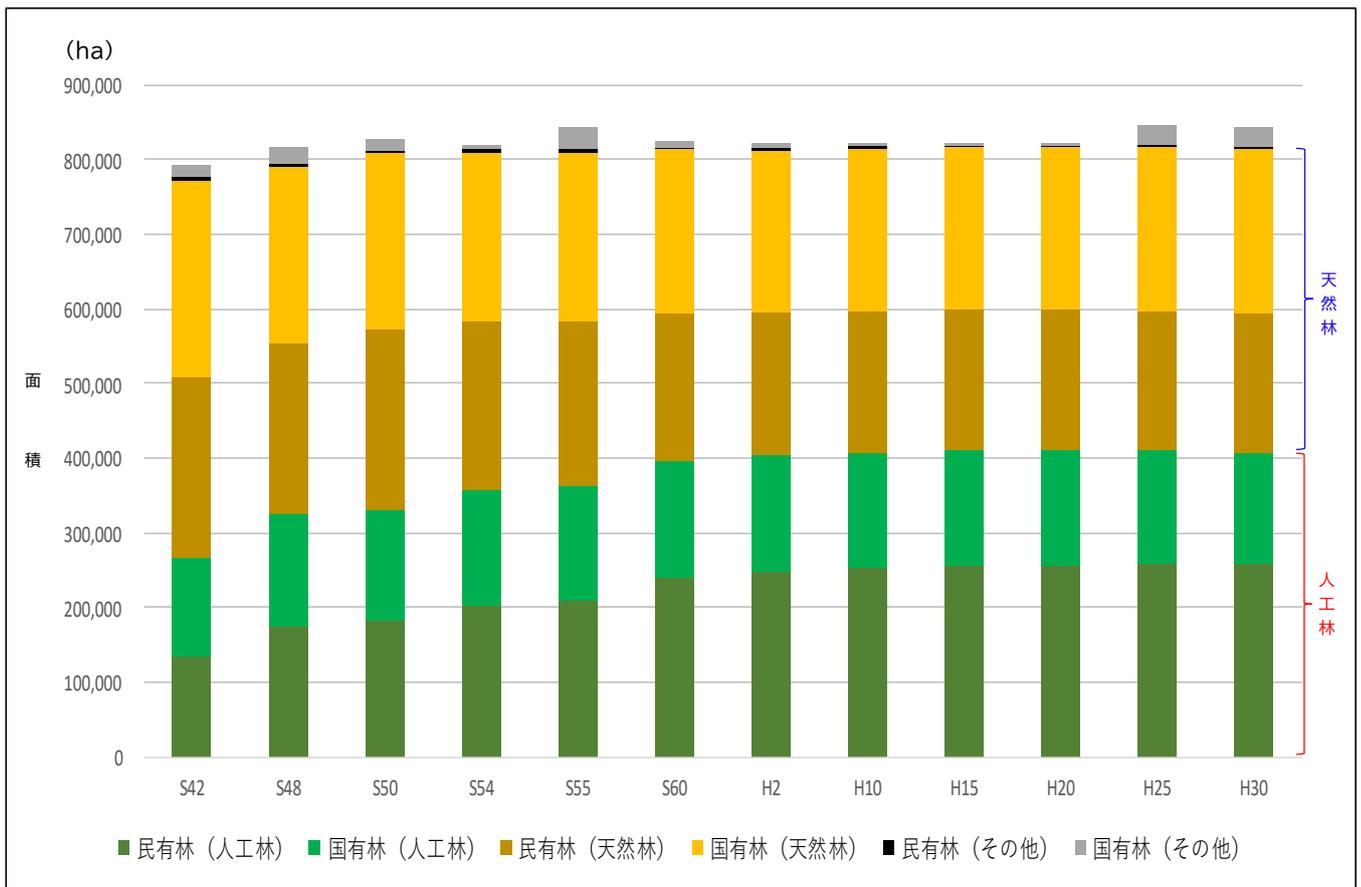
民有林・国有林の造林面積の推移



出典：秋田県林業統計及び東北森林管理局「事業統計書」

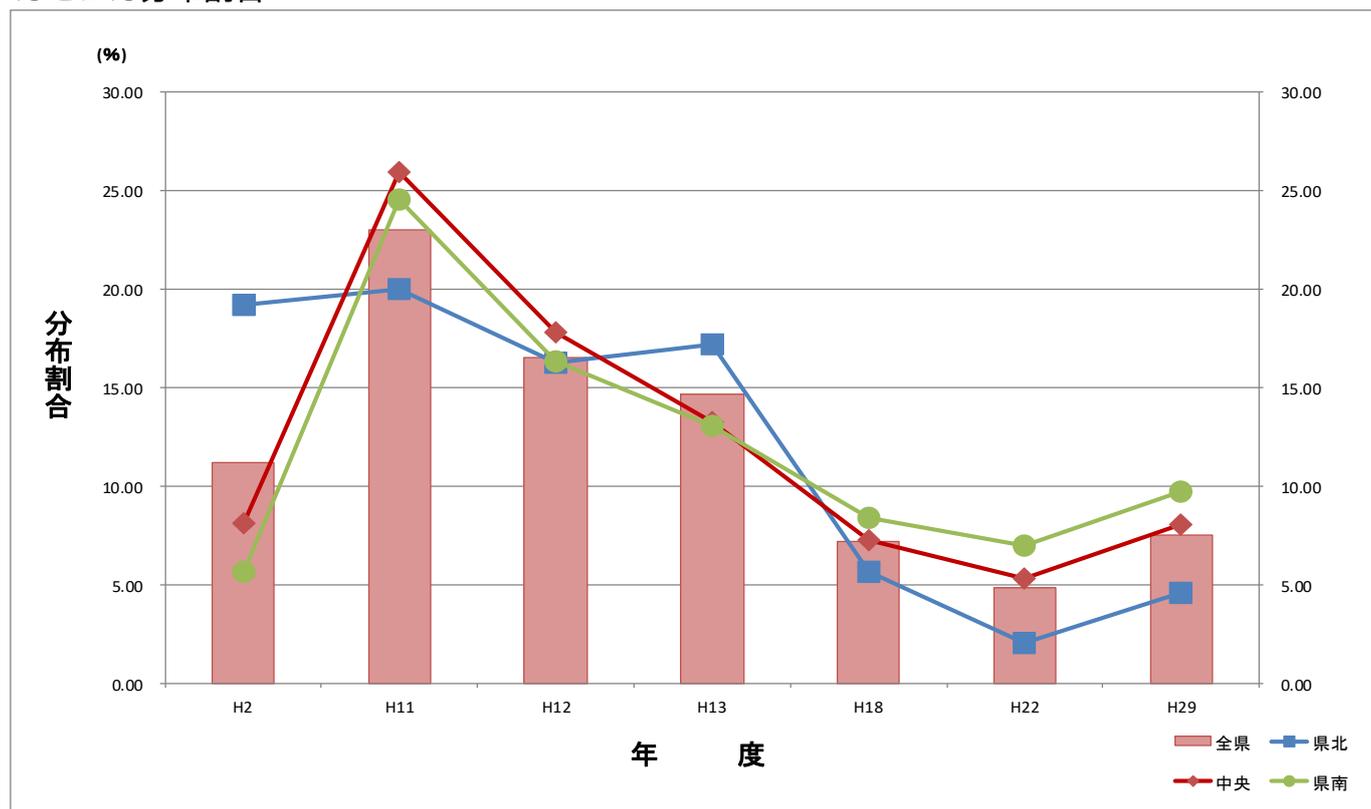
※民有林は秋田県林業統計上の「再造林面積」と「拡大造林面積」を合算したもので、国有林は東北森林管理局「事業統計書」上の「新植」を示す。

民有林・国有林の形態別面積



出典：秋田県林業統計

カモシカ分布割合



(県自然保護課調査)

※分布割合は、全県又は各地区における全体メッシュ数（※調査メッシュ数ではない）のうち、アンケートにて目撃の回答があったメッシュ数の割合を示す。

カモシカ分布調査（アンケート）結果

	H12			H13			H18		
	アンケート対象者数(人)	うち目撃者(割合)	目撃情報が得られたメッシュ数	アンケート対象者数(人)	うち目撃者(割合)	目撃情報が得られたメッシュ数	アンケート対象者数(人)	うち目撃者(割合)	目撃情報が得られたメッシュ数
県北	228	207 (90.8%)	508	346	311 (89.9%)	609	126	123 (97.6%)	267
中央	104	80 (76.9%)	198	152	121 (79.6%)	290	131	123 (93.9%)	143
県南	478	355 (74.3%)	1,051	465	388 (83.4%)	874	183	180 (98.4%)	403
全県	810	642 (79.3%)	1,757	963	820 (85.2%)	1,773	440	426 (96.8%)	813

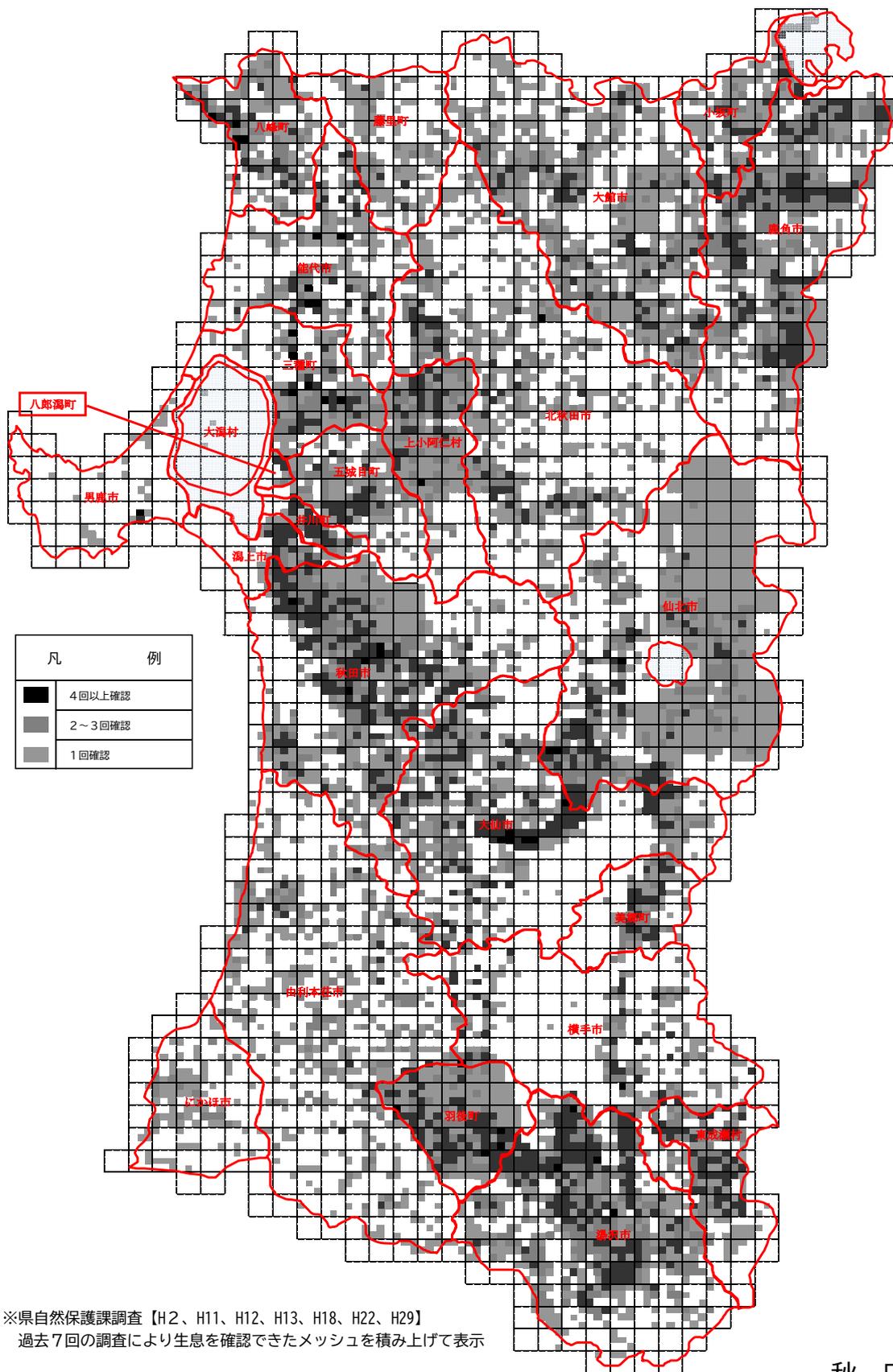
	H22			H29		
	アンケート対象者数(人)	うち目撃者(割合)	目撃情報が得られたメッシュ数	アンケート対象者数(人)	うち目撃者(割合)	目撃情報が得られたメッシュ数
県北	50	39 (78.0%)	71	177	131 (74.0%)	203
中央	71	63 (88.7%)	95	77	49 (63.6%)	137
県南	68	62 (91.2%)	356	266	241 (90.6%)	537
全県	189	164 (86.8%)	522	520	421 (81.0%)	877

※H2、H11アンケート調査内容の詳細は不明

(県自然保護課調査)

注：県調査によるニホンカモシカの分布については、ある特定の調査箇所における生息確認の有無から算出しており、県内全域を調査したものではない。また、調査箇所数又はアンケート対象者数も調査年によって違うため、分布割合からニホンカモシカが減少しているとは断定出来ない。

カモシカ生息確認分布図



※県自然保護課調査【H2、H11、H12、H13、H18、H22、H29】
過去7回の調査により生息を確認できたメッシュを積み上げて表示

注：空白部分は、未調査箇所も含まれる

秋 田 県

民有林の地域区分別カモシカ生息密度

(単位：密度 頭/km²)

地域 区分	H15～17			H19～21			H27			R2		
	生息 密度	標準 偏差	調査 地点数									
県北地区	3.61	2.88	12	2.18	0.91	13	1.64	1.13	12	0.68	0.94	7
中央地区	3.54	1.61	9	4.60	2.28	13	2.30	3.34	8	4.17	—	1
県南地区	3.86	2.91	24	4.92	2.31	21	3.68	3.43	24	1.34	1.56	14
平均	3.67	2.69	計45	3.90	2.01	計47	2.54	2.97	計44	2.06	1.35	計22

※ 令和2年度の中央地区の生息密度は、比較的目撃が多い地点1箇所のため密度が高い。

(県自然保護課調査)

国有林の地域区分別カモシカ生息密度

(単位：密度 頭/km²)

保護地域名	地域区分		H14～15	H22～23	H30～31
北奥羽山系	県北地区	十和田・八甲田	0.62	0.59	0.46
		八幡平	0.84	0.51	0.41
		平均	0.73	0.55	0.44
南奥羽山系	中央地区	太平山	1.40	0.45	0.00
		県南地区	神室山地	0.47 (※H16～17)	0.45 (※H24～25)

(県教育庁文化財保護室カモシカ保護地域特別調査)

※ カモシカ保護地域特別調査は、北奥羽山系と南奥羽山系で調査時期が異なる。

※ 太平山地域は生息頭数が0頭と推測(H30～31調査)されているが、他地域と比べ調査地点数が少ないことが影響しており、実際には他地域より密度は低いものの、カモシカの生息は確認されている。

カモシカ推定生息数

地区別	森林形態	生息密度 (頭/km ²)	森林面積 (km ²)	推定生息数(頭)		備考
					4次計画(表-5)との比較	
県北地区	民有林	0.68	1,504.84	1,023	△ 1,443	鹿角、北秋田、山本管内
	国有林	0.44	1,989.66	866	△ 181	
	小計		3,494.50	1,889	△ 1,624	
中央地区	民有林	4.17	613.86	2,560	1,151	秋田管内 (八郎潟調整池の一部を 除く。)
	国有林	0.00	377.93	0	△ 164	
	小計		991.79	2,560	987	
県南地区	民有林	1.34	2,357.15	3,159	△ 5,506	由利、仙北、平鹿、雄勝 管内
	国有林	0.45	1,550.50	698	51	
	小計		3,907.65	3,856	△ 5,455	
全 県	民有林		4,475.85	6,742	△ 5,797	
	国有林		3,918.09	1,563	△ 295	
	計		8,393.94	8,305	△ 6,092	

※ 民有林の生息密度は、令和2年度自然保護課調査による。

※ 国有林の生息密度は、直近の県教育庁文化財保護室カモシカ保護地域特別調査による。

※ 森林面積については、令和2年度版秋田県林業統計(秋田県農林水産部)による。

※ 民有林及び国有林ともに調査地点数の増減が生息密度に大きく影響しており、密度が0若しくは低くてもカモシカの生息は確認されているので注意が必要。

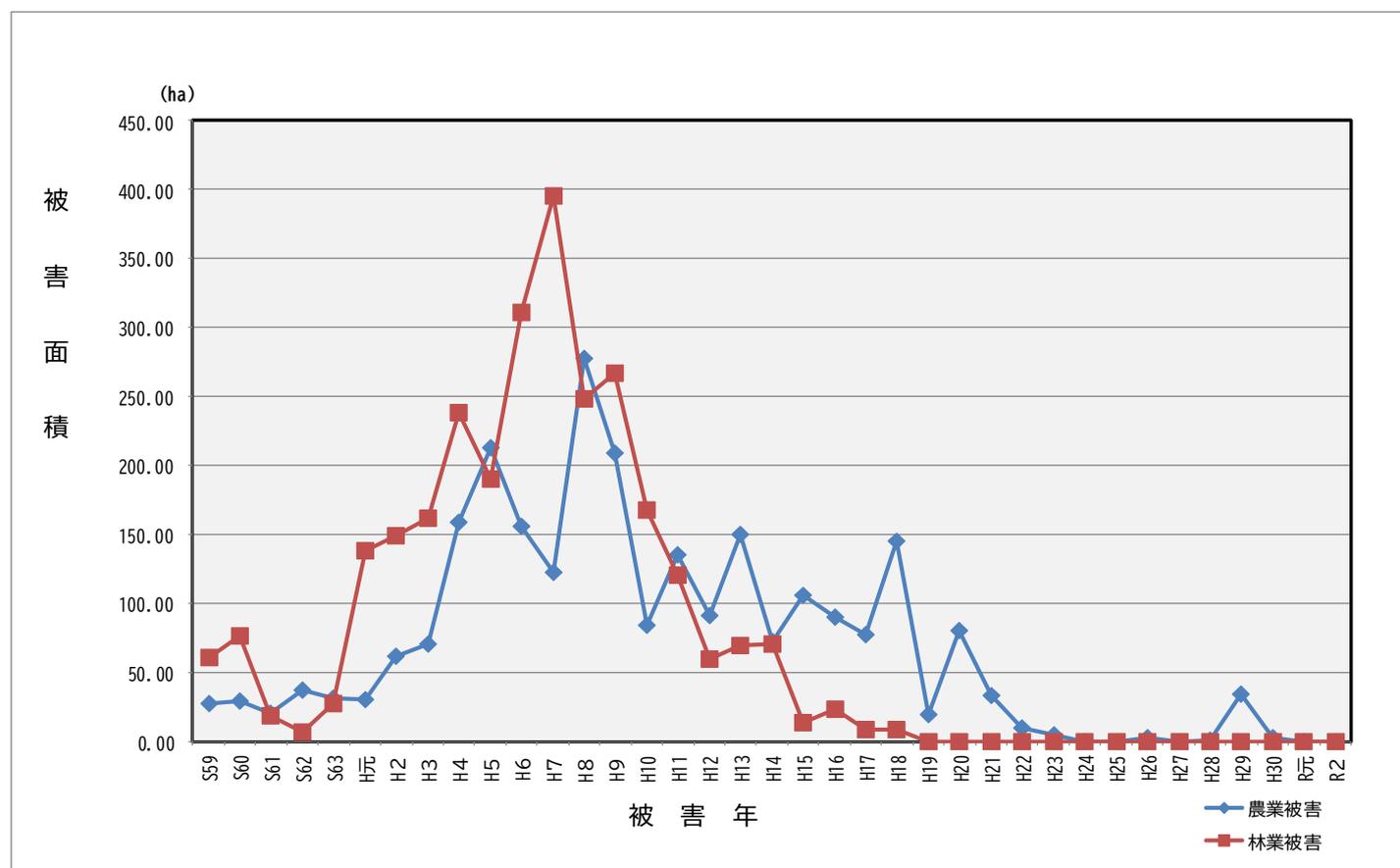
農林業被害の推移

(単位：面積 ha、被害額 千円)

種 別	項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
農業被害	面積	0.10	0.10	0.50	0	1.01	33.70	2.40	0.10	0.10
	被害額	0	0	1,776	0	16	1,058	227	83	2
林業被害	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	被害額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※秋田県林業統計及び県調査による

秋田県内のカモシカ被害の推移

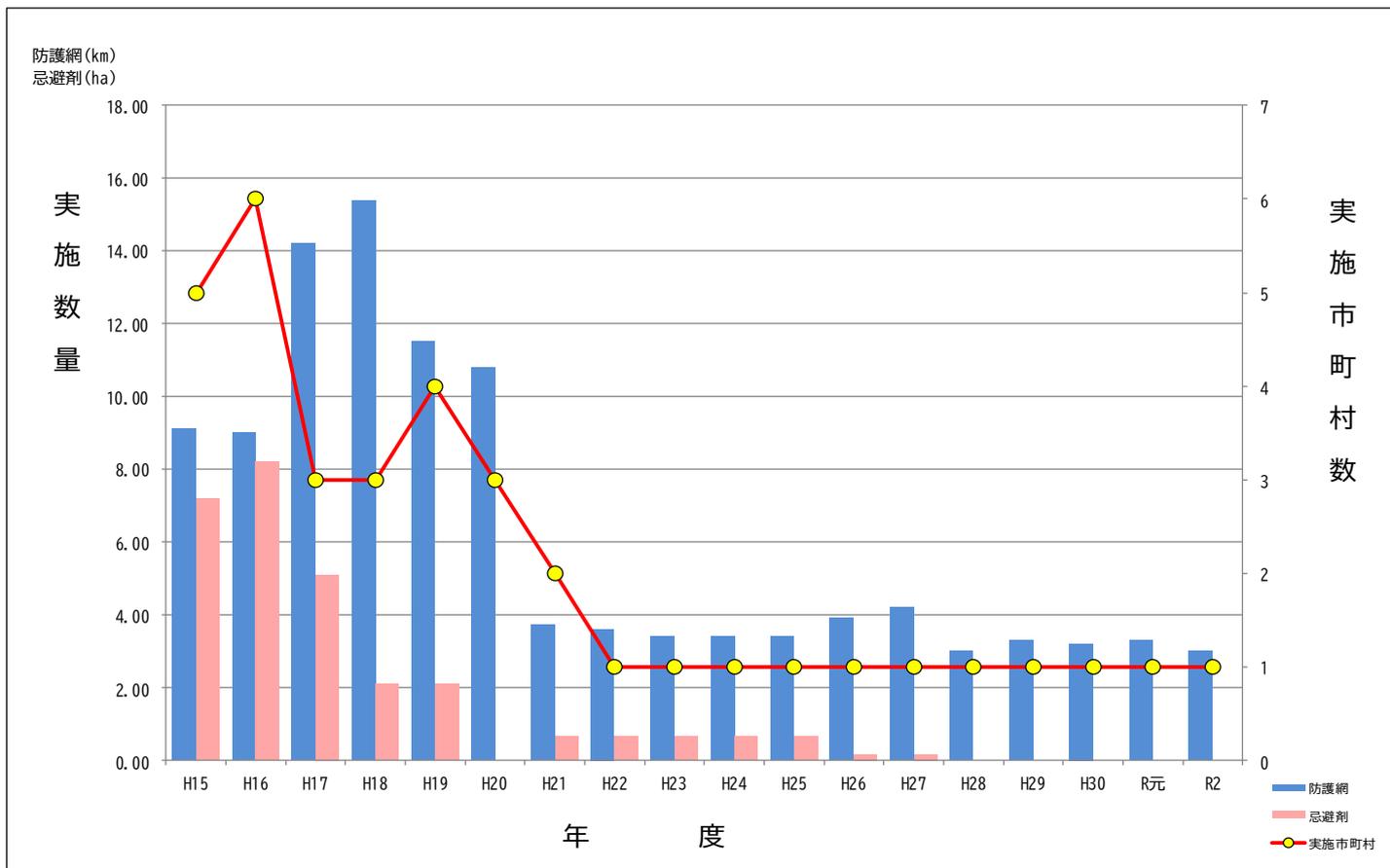


(県自然保護課調査)

カモシカ被害防除実施市町村

年度	市町村名	年度	市町村名
H6	秋田市、河辺町、五城目町、大館市、協和町	H14	秋田市、河辺町、五城目町、大館市、協和町
H7	秋田市、河辺町、五城目町、雄勝町、大館市、協和町	H15	秋田市、河辺町、五城目町、大館市、協和町
H8	秋田市、河辺町、五城目町、雄勝町、大館市、協和町、井川町、昭和町、飯田川町	H16	秋田市、河辺町、五城目町、大館市、協和町、千畑町
H9	秋田市、河辺町、五城目町、雄勝町、協和町、井川町、昭和町、飯田川町	H17	秋田市、五城目町、大仙市
		H18	秋田市、五城目町、大仙市
H10	秋田市、河辺町、五城目町、雄勝町、協和町、井川町、昭和町、飯田川町	H19	秋田市、大館市、五城目町、大仙市
		H20	秋田市、大館市、大仙市
H11	秋田市、河辺町、五城目町、井川町、昭和町	H21	秋田市、大館市
H12	秋田市、河辺町、五城目町、昭和町、雄和町、協和町	H22 ～ R2	秋田市
H13	秋田市、河辺町、五城目町、大館市、雄和町、協和町、昭和町		

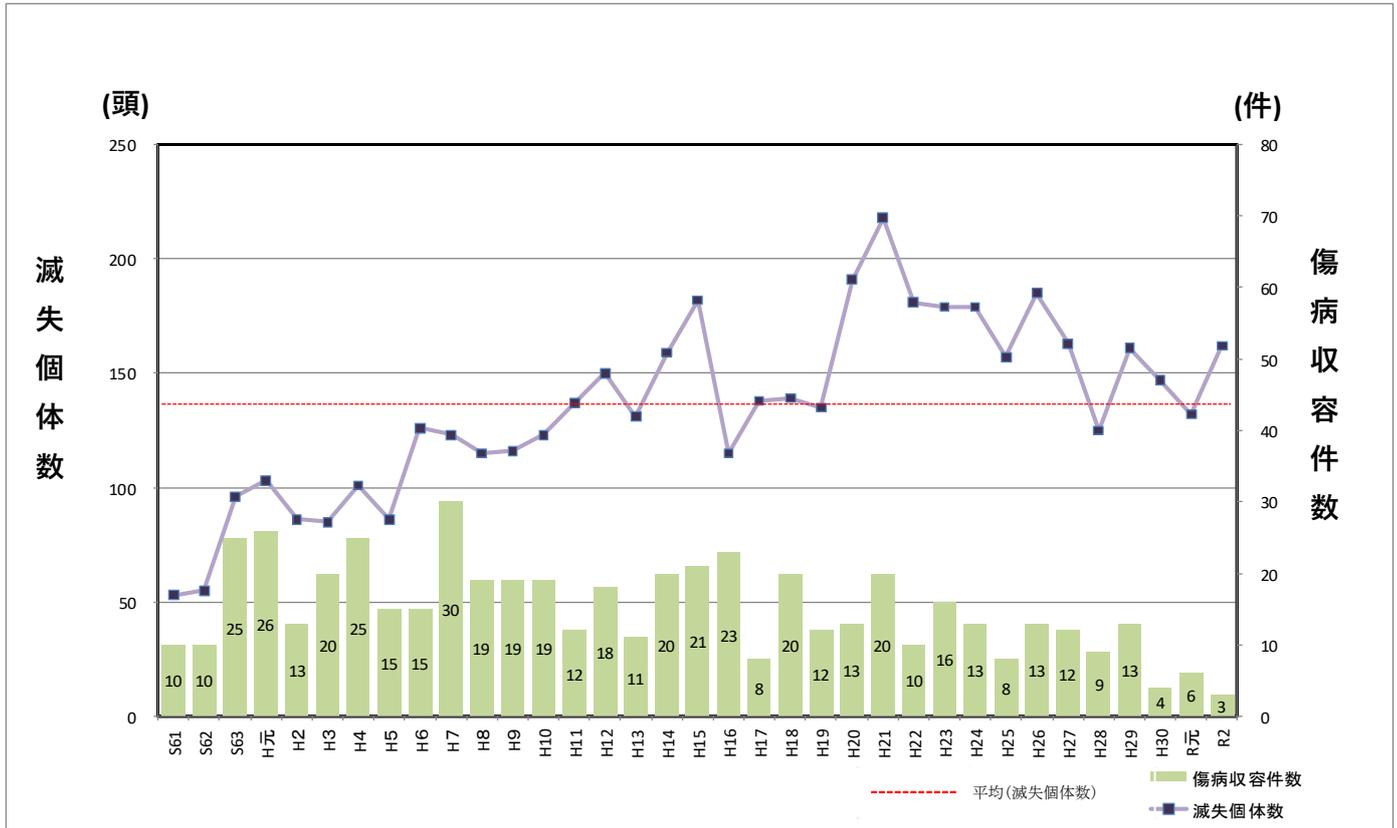
カモシカ被害防除対策の推移



年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
防護網 (km)	9.10	9.00	14.20	15.38	11.50	10.80	3.75	3.60	3.40	3.40	3.40	3.40	3.90	4.20	3.00	3.30	3.30	3
忌避剤 (ha)	7.2	8.2	5.1	2.1	2.1	0.0	0.7	0.7	0.68	0.68	0.68	0.68	0.18	0.17	0	0	0	0
忌避剤袋 (セツ)	4,800	320	350	350	275	200	200	200	130	130	130	585	30	10	103	69	39	30
実施市町村	5	6	3	3	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

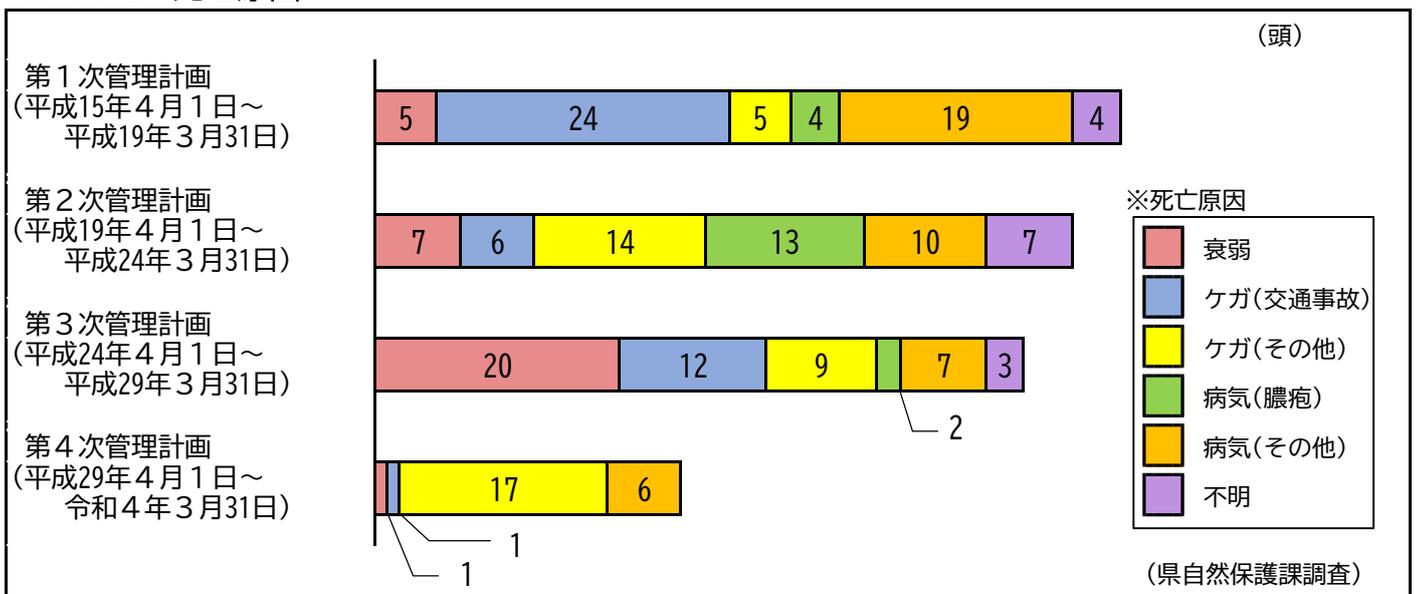
(県教育庁文化財保護室調査)

カモシカの滅失個体数及び傷病収容件数



(県教育庁文化財保護室、県自然保護課調査)

カモシカの死亡原因

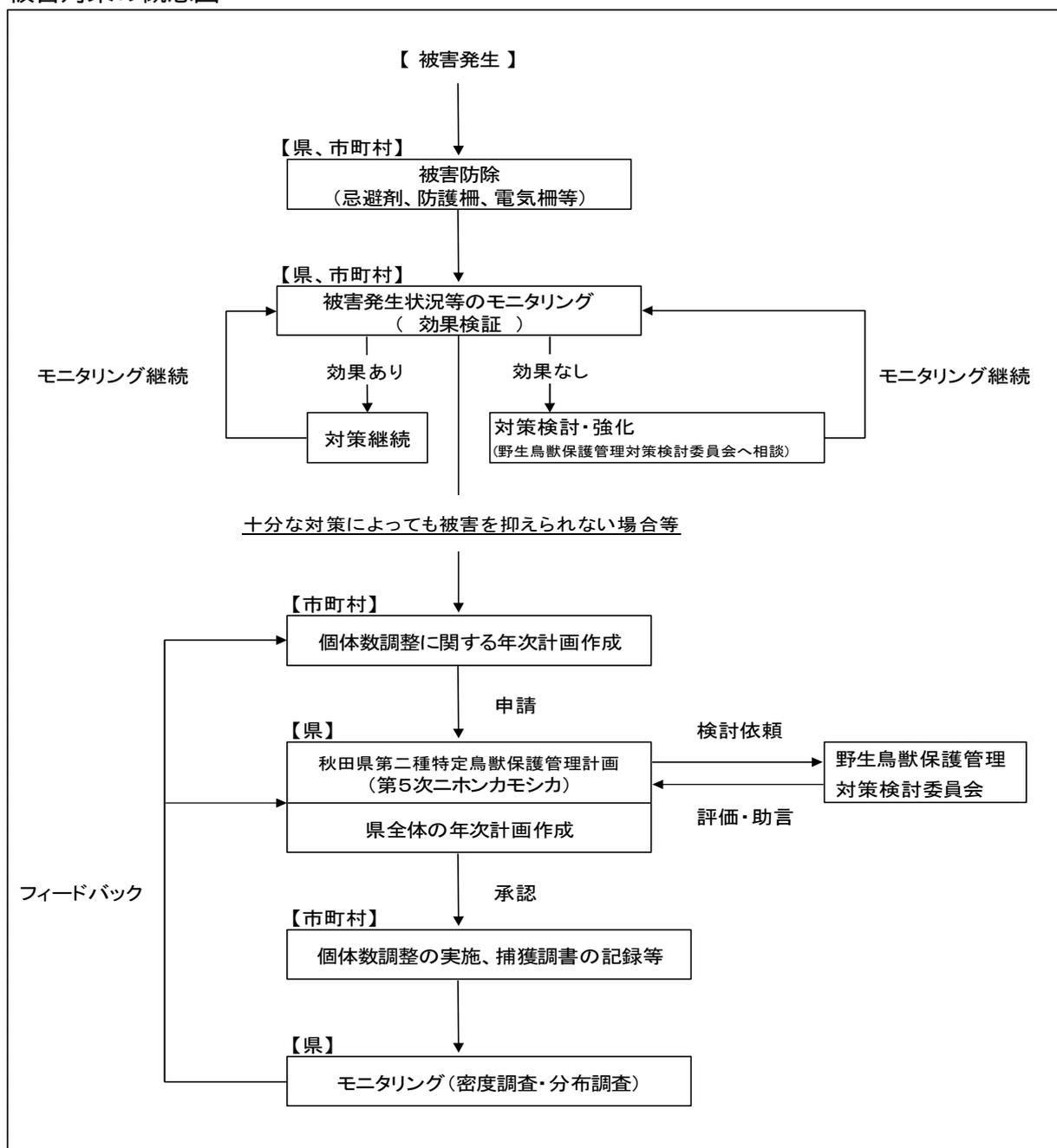


(県自然保護課調査)

※ 鳥獣保護センターに収容し、その後死亡した頭数及びその原因を示す。

※ 第3次管理計画は、第3次秋田県ニホンカモシカ保護管理計画（平成24年4月1日～平成27年5月28日）及び秋田県第二種特定鳥獣保護管理計画【第3次ニホンカモシカ】（平成27年5月29日～平成29年3月31日）を合わせた期間。

被害対策の概念図



管理のための地域区分

地域区分	位置付け	設定基準
保護地域	地域個体群存続のための保護の中心領域で、原則として個体数調整を認めない地域	次の地域を保護地域とする。 ・北奥羽山系カモシカ保護地域 ・南奥羽山系カモシカ保護地域 ・国有林「緑の回廊」 ・国立公園及び国定公園特別保護地区及び第1種特別地域 ・県立自然公園第1種特別地域 ・県指定自然環境保全地域特別地区 ・県指定鳥獣保護区特別保護地区
その他地域	被害防除対策を行うことを基本とし、やむを得ない場合に限り個体数調整を認め得る地域	保護地域を除く、全ての地域とする。 なお、十分な被害防除対策を実施しても甚大な被害がある場合は、個体数調整を認める。

カモシカの生息動向調査計画

年度	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画	第6次計画
H15	▲					
H16	●					
H17	▼					
H18	■					
H19		▲				
H20		●				
H21		▼				
H22		■				
H23						
H24						
H25						
H26						
H27			●			
H28						
H29				■		
H30						
R元						
R2				○		
R3						
R4						
R5					■	
R6						
R7					●	
R8						
R9						
R10						■
R11						
R12						●
R13						

※  は各次管理計画期間を示す。

※ 第3次計画は、第3次秋田県ニホンカモシカ保護管理計画及び秋田県第二種特定鳥獣保護管理計画【第3次ニホンカモシカ】の期間。

※ ●○は密度調査（現地踏査）※○は調査地点半分で実施、■は分布調査（アンケート）

※ 各計画期間中に密度調査・分布調査を各1回は実施する。

カモシカ管理計画実施体制

